

2022年7月29日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

日本共産党宮城県委員会 委員長 中島 康博
同 宮城県会議員団 団 長 三浦 一敏
同 大崎市議会議員団 団 長 小沢 和悦
同 松島町議会議員 今野 章

7月15日大雨被害に係る要望書

7月15日から16日にかけて大雨災害にあたり、昼夜を分かたず対応された県庁職員の皆様に敬意を表します。

私たち日本共産党は、国会議員と県議団、市町の議員団で、被害が大きかった松島町を18日に、大崎市を20日に訪問し、被害状況の調査を行ってきました。また、県内被災地の市議・町議からも被害状況や要望を聴取しました。今回の大雨被害は、2015年9月の関東・東北豪雨、19年10月の東日本台風に続いて3回目の浸水被害の方も多く、抜本的な対策が求められています。

これらの調査を踏まえて、首長さんをはじめ自治体関係者、被災された方々の要望を取りまとめましたので、早急に具体化されることを求めます。

1. 大崎市に係る要望

1. 宮城県管理河川名蓋川決壊による一切の被害への補償をすること。

7年間で3回も決壊した名蓋川の被災地矢目地区の行政区長が「1回目は天災」、しかし「3回目は人災」と指摘しているように、弱い堤防と知りながら抜本的対策を講じなかった責任は宮城県にある。よって、今回の堤防決壊による全ての被害は県が補償すべきである。

2. 名蓋川の国道347号から多田川合流地点までの4200mの抜本的な堤防強化工事等対策は、極力、短時間で完了させなければならないので、国に工事の権限代行を要請すること。

県知事は大崎市に対し、「県の責任」をお詫びしながら抜本的対策を「3年で」とか「3～5年間で」と語っているが、今日の地球規模での気候危機の時代においては、「3～5年間」では4回目の決壊に襲われる確率が高いと判断されるので、この際、事情を国に伝え、より短期間での工事等完成を目指すべきである。

工事の国による代行の件は、2015年9月の洪井川等の決壊で大きな被害が出て、わが党国会議員とともに国交省の担当者と話し合った際、「県から申し出があれば、行えないことはない」旨の回答をいただき、そのことは当時の三浦副知事にもお伝えしていることである。

3. 宮城県の多田川ブロック河川整備計画（平成13年）、多田川圏域河川整備計画（令和3年）はいずれも「計画期間30年間」であるが、鳴瀬川増水の際には多田川が逆流し、多

田川に合流する脆弱な堤防の中小河川が逆流するところであり、30年間は我慢しなさいという計画に思える。よって、財源が問題であるならば、国に工事の権限代行を要請すること。

4. 内水被害の範囲が大きく広がったのも今回の大崎市の水害の特徴である。この対策として以下の事項を実現すること。

- (1) 堤防決壊箇所の下流にある排水機場（矢ノ目揚配水機場）が水没して機能しなかった。堤防決壊との関連は不明だが、浸水した水を長時間排水できなかった原因であり、改善すること。
- (2) 水田地帯だった旧荒雄村が広大な住宅街に変貌する中で、冠水問題は重大な地域課題となっているので、その解消のため、李埜東部中島樋門のところに新江合川への排水機場の設置・整備を国と県で行うこと。
- (3) 大崎市鹿島台地区の内水による被災地はますます広がり、被害も大きくなっている。水害常襲地帯となっている姥が沢・東平渡・福芦地域の冠水防止のための抜本的対策として、山王江に注ぐ北排水路を竹谷地区まで延伸、貯水池を設け、そこから鳴瀬川に強制排水する排水機場を早急に設置していただくこと。
 - (理由①) 山王江排水機場から吉田川への強制排水は、吉田川の水位が上がると、破堤の危険から排水できなくなるからである。
 - (理由②) 山王江排水機場は、元々、農業用・湛水防除の目的であるため、低地の市街地の冠水を解消できるものではないこと。
 - (理由③) 吉田川は鳴瀬川に比べれば、川幅が下流に行くほど狭くなり、堤防もそれほど強くない上、上流部の開発で一気に増水する河川になっていること。
- (4) 水田が宅地化された地域では、狭い側溝を幅広のものに変えるなどの工事が必要となるが、その予算は災害復旧工事の対象にはならないものである。よって、何らかの財政措置を講ずること。
- (5) 「防災重点農業用ため池」をはじめ、ため池が決壊している。「特別措置法」によって、計画的な整備がすすめられていると思うが、水害常襲地帯については優先して取り組むよう求める。
- (6) 大崎市では、水害被害軽減のため「田んぼダム」を推進しているが、これに対する支援制度をつくってほしい。

5. 農業作物への被害（特に本州第一の栽培面積の大豆がほぼ全滅）、農地等被害も生じて

いるが、財政支援なしには経営継続が困難な農家がほとんどなので、十分な支援を行い、離農を防ぐこと。

2. その他の地域に係る要望

1. 【松島町】 県管理の田中川の越水により県道 8 号・仙台松島線が冠水し、周辺地域に浸水被害が出ていることから、他の中小河川含めて河川整備を強化すること。
2. 【大郷町】 水田が広範囲にわたり冠水した。その解決策として以下 2 点を求める。
 - (1) 吉田川の河道掘削を急いで行うこと。同時に、羽生・不来内・中村・後谷地の各排水機場の能力アップを図ること。
 - (2) 東日本大震災後に県が許可した土取り場やソーラーパネルによる開発によって、山が裸になって保水力がなくなり、土が流れて川底にたまるなど水害のリスクを高めている。県が責任をもって植林による山の復旧を急ぐこと。
3. 【美里町・涌谷町・大崎市・石巻市】 出来川の堤防決壊が繰り返されており、住民からは「人災だ」との指摘もある。決壊の原因究明と堤防の抜本的強化を図るとともに、越水等による沿川地域の被害を軽減するために、河道掘削や遊水地の確保をすすめること。これは、美女川、大江川などの河川にも同様に対処すること。

3. 県内被災地全体に係る要望

1. 激甚災害適用の場合に使える制度（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業など）の活用や広範囲な農業被害を救済するためにも、市町村の財政負担が軽減される激甚災害の指定を国に強く求めること。
2. 災害救助法に関連して、以下 3 点を求める。
 - (1) 災害救助法適用となった市町村が救助法を十分に活用できるよう、県は国に特別基準適用を働きかけるとともに、被災市町村にわかりやすく制度の周知を行うこと。
 - (2) 2015 年関東・東北豪雨、19 年東日本台風に続いて今回と、何度も被災している人が多いことから、災害救助法の応急修理はエアコンの室外機など設備も広く対象にすること。
 - (3) 被災市町村に更なる救助法の適用を進めるとともに、適用とならなかった市町村の被災者には県が同等の支援を行うこと。
3. 必要に応じて、高齢者や障害のある人のいる世帯などには、直接、県や市町村が訪問して（アウトリーチで）被害の実態を把握し、必要な支援策を被災者が受けることができるように、市町村での災害ケースマネジメントの実施を県として支援すること。
4. 被災者生活再建支援制度が適用されるよう、被害の実態把握を急ぐとともに、国の制度

が適用されない市町村には県独自の支援制度で支援すること。

5. 社会資本整備総合交付金事業の「がけ地近接等棄権住宅移転事業」は、市町村が指定した災害危険区域や都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域、災害救助法適用区域などで利用できる制度であることを、被災市町村へ周知し、被災者の生活再建を支援すること。
6. 国交省などが手配した排水ポンプの燃料等が関係する自治体の負担とならないよう、県として国と協議し対応すること。

以上